

主な変更手続き一覧表

(こういうことは) 事 項	(だ れ が) 該 当 者	(ど こ へ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期限	(何を持って) 提 出 書 類	摘 要
土地・建物の不動産の所有者の住所変更登記	実施区域内に住んでいる方で土地・建物を所有している方	土地・建物等の所在地を所轄する法務局 ※鈴鹿市の土地・建物に関する登記手続きは、津地方法務局鈴鹿出張所です。	必要なときにしてください。	申請書 1通 住居表示証明書 印鑑	○変更登記申請用紙はしおりの末尾に添付しています。 また、鈴鹿市地域課住居表示グループにもあります。 ○証明書の提出により登録免許税は免除されます。
土地・建物の事項証明書上の抵当権・地上権・借地権・仮登記等の住所変更登記	左記について権利者として登記している方	土地・建物等の所在地を所轄する法務局	必要なときにしてください。		
会社等の法人の本店・支店及び代表者等の住所変更登記	住居表示が実施された結果、それらに変更を生じた法人の代表者	本店・支店の所在地を管轄する法務局 鈴鹿市内の場合は、津地方法務局鈴鹿出張所	本店 実施日から2週間以内 支店 実施日から3週間以内	申請書 1通 住居表示証明書 登録印	
県管理の道路・河川・その他公共用財産の各占用使用許可書の法人又は名義人の住所変更	県管理の道路・河川・その他公共用財産の各占用使用許可書を交付されている方(継続者)	三重県鈴鹿建設事務所 総務・管理室管理課	更新時に	更新申請書(2通)	
建設業許可に係る変更届	建設業許可書を交付されている方	三重県鈴鹿建設事務所 総務・管理室総務課	実施日から2週間以内	変更届出書(3通)	
自動車の変更登録(検査証の住所変更)	自動車の所有者及び使用者	中部運輸局三重運輸支局	実施日以降すみやかに	(所有者) 自動車検査証 住居表示証明書 印鑑 使用者の委任状(使用者) 自動車検査証 住居表示証明書 所有者の委任状 印鑑 ※法人所有の場合は、上記のほかに登記簿抄本が必要です。	住居表示以外の変更を伴う場合は、この他に書類が必要ですので、ご確認ください。 受付時間 平日(月～金) 午前8:45～11:45 午後1:00～ 4:00
軽自動車検査証の記載事項の変更	軽自動車の使用者	軽自動車検査協会 三重事務所	実施日以降すみやかに	(使用者) 自動車検査証 住居表示証明書 印鑑(法人の場合は会社の印鑑)	

主な変更手続き一覧表

(こういうことは) 事 項	(だ れ が) 該 当 者	(ど こ へ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期限	(何を持って) 提 出 書 類	摘 要
自動車運転免許証 の住所変更届	自動車運転免許証をお持ちの方	鈴鹿警察署 もしくは、運転免許センター	実施日以降すみやかに	運転免許証 (変更者の)住居表示 証明書もしくは住民票 抄本(但し、本籍も変更 する場合は『本籍の記 載された住民票抄本』 が必要になります。)	
厚生年金・国民年 金受給者の住所変 更届	厚生年金・国民年金年金 受給者	津社会保険事務所	実施日より10日以内 (国民年金は14日以内)	受給者住所変更届 (ハガキ)を郵送	届出ハガキ は鈴鹿市保 健福祉部保 険年金課又 は地区市民 センターに あります
共済年金受給者の 住所変更届	各種共済年金受給者	各種共済組合	実施日以降すみやかに	各種共済組合指定変更 届	
健康保険任意継続 被保険者・厚生年 金保険第四種被保 険者住所変更届 厚生年金保険被保 険者住所変更届	被保険者及び事業主	津社会保険事務所	実施日以降すみやかに	住所変更届	届出書は津 社会保険事 務所にあり ます。
津社会保険事務所 管内の事業所に係 る変更届	津社会保険事務所管内の 社会保険に加入している事 業主	津社会保険事務所	実施日以降すみやかに	事業所所在地変更届	届出書は津 社会保険事 務所にあり ます。
労働保険・雇用保 険の名称・所在地 等の変更届及び事 業主・事業所各種 変更届	左記対象者	鈴鹿公共職業安定所 (ハローワーク鈴鹿) ※ただし、事業によって異なりますので事前にご確認ください。	実施日から10日間	個人 住居表示証明書 法人 登記簿謄本	届出用紙を 直接提出し てください。
住民基本台帳カー ドの住所の表示の 変更	顔写真付の住民基本台帳 カードをお持ちの方	鈴鹿市生活安全部市民課	実施日以降すみやかに	住民基本台帳カード 認印	手数料は無 料です。 詳しくは市 民課へお問 い合わせく ださい。
外国人登録証明書 の住所変更	外国人の方	鈴鹿市生活安全部市民課	実施日以降すみやかに	外国人登録証明書	詳しくは市 民課へお問 い合わせく ださい。

主な変更手続き一覧表

(こういうことは) 事 項	(だ れ が) 該 当 者	(ど こ へ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期限	(何を持って) 提 出 書 類	摘 要
国民年金手帳の住所変更届 (国民年金第1号被保険者)	国民年金第1号被保険者	鈴鹿市保健福祉部保険年金課国民年金グループ	年金手帳は、ご自分で実施後の住所へ変更することもできます。	年金手帳	詳しくは保険年金課へお問い合わせください。
国民健康保険被保険者証	国民健康保険被保険者	鈴鹿市保健福祉部保険年金課国民健康保険グループ	実施日以後に実施後の住所のものを郵送いたします。	お手続きは不要です。	
後期高齢者医療保険被保険者証	後期高齢者医療保険被保険者証をお持ちの方	鈴鹿市保健福祉部保険年金課医療給付グループ	実施日以後に実施後の住所のものを郵送いたします。	お手続きは不要です。	
福祉医療費受給資格証	一人親医療費・心身障害者医療費・乳幼児医療費の各受給資格証をお持ちの方	鈴鹿市保健福祉部保険年金課医療給付グループ	実施日以後に実施後の住所のものを郵送いたします。	お手続きは不要です。	
介護保険被保険者証	介護保険被保険者証をお持ちの方	鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課	実施日以後に実施後の住所のものを郵送いたします。	お手続きは不要です。	

その他、許可、認可、及び免許類で、法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。また電話会社、勤務先、ガス会社、取引銀行など、お宅の住所を届けているところへは、通知しておくと確実です。

詳しくは関係機関へご確認ください

津地方法務局鈴鹿出張所	(059) 382-1171	中部運輸局三重運輸支局	(050) 5540-2055
三重県鈴鹿建設事務所		軽自動車検査協会三重事務所	(059) 234-8431
管理課	(059) 382-8683	津社会保険事務所	(059) 228-9111
総務課	(059) 382-8680	鈴鹿警察署	(059) 380-0110
		鈴鹿公共職業安定所	(059) 382-0391
鈴鹿市役所	(059) 382-1100(代表)	鈴鹿亀山地区広域連合	
市街地整備課 管理グループ	(059) 382-9025	介護保険課管理グループ	(059) 369-3204
戸籍住民課	(059) 382-9013		
保険年金課			
国民健康保険グループ	(059) 382-7605		
国民年金グループ	(059) 382-9401		
医療給付グループ	(059) 382-7627		